

デジタルマーケットプレイス（DMP）による 調達利用ガイドブック （国の行政機関等向け）

2026 年 7 月

デジタル庁戦略・組織 G

調達支援・改革担当（DMP 班）・会計担当（契約班）

目 次

1. 趣旨・目的	5頁
2. DMP を利用した調達への適用	5頁
＜適用機関＞	（6頁）
＜DMP カタログサイト登録の対象製品（ソフトウェア・プラン）＞	（5頁）
＜DMP カタログサイト登録事業者＞	（6頁）
＜契約構造（概要）とその適用範囲＞	（7頁）
3. DMP を利用した調達全体のイメージ	7頁
4. DMP を利用した調達のための準備	8頁
5. DMP を利用した調達手続	9頁
＜企画検討フェーズ＞	（9頁）
＜製品選定フェーズ＞	（10頁）
＜契約フェーズ＞	（12頁）
・DMP を利用した指名競争入札	（12頁）
・DMP を利用した指名競争入札（選択入札）	（17頁）
・DMP を利用した特命随契	（20頁）
・DMP を利用した少額随契	（20頁）
6. 支払いについての留意事項	21頁
7. DMP を利用した調達の禁止事項	22頁
8. 関係法令等の抜粋	23頁

調達利用ガイドブックにおける文言集

文言	解説
会計法	「会計法」(昭和 22 年法第 35 号)
予決令	「予算決算及び会計令」(昭和 22 年 勅令第 165 号)
特例政令	「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和 55 年政令第 300 号)
特例省令	「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令」(昭和 55 年大蔵省令第 45 号)
自主的措置	政府調達手続に関する運用指針等について(平成 26 年 3 月 31 日関係省庁申合せ)
政府調達協定	「政府調達に関する協定」(平成 26 年条約第 4 号)
特定調達契約	特例政令の規定が適用される調達契約
デジタルマーケットプレイス	事業者があらかじめデジタル庁と基本契約を締結した上でカタログサイトにサービスを登録、各行政機関等が本カタログサイトより最適なサービスを選択し、個別契約を行う調達手法
DMP	デジタルマーケットプレイスの略称
DMP カタログサイト	行政機関等が SaaS を調達するうえで、最適なサービスを選択するために利用するツールとしての機能を有するもの
DMP 標準ガイドブック	DMP 利用に係る全体の手順を説明するガイド
DMP カタログサイト操作ガイドブック	DMP のシステムを操作するためのマニュアル
調達仕様チェックシート	DMP で選定するソフトウェア・プランの仕様内容等を整理するためのチェックシート (現行の調達仕様書と同等の効果を持つ)
DMP ソフトウェア・プラン比較表	DMP から出力される選定・検討過程の証跡書類
DMP 利用者	DMP を利用する者の総称
登録行政機関等	DMP 利用者のうち、DMP に利用登録した行政機関等(国の機関、地方公共団体その他デジタル庁が利用登録を認める機関をいう。)
登録事業者	DMP 利用者のうち、基本契約を締結した事業者をいう。ソフトウェア会社と販売会社に区分される。
ソフトウェア会社	事業者のうち、ソフトウェアの開発元、メーカーを指す。
販売会社	ソフトウェアを販売する事業者、いわゆるリセラーを指し、ソフトウェア会社が兼ねる場合がある。
ソフトウェア・プラン	クラウドソフトウェア及びそのライセンスと、当該ソフトウェア導入に係るヘルプデスク、ユーザーサポートサービス、セットアップサービス、データ移行支援及びその他デジタル庁が定める登録行政機関等のソフトウェア導入を支援するサービスを指す。

SaaS (Software as a Service)	事業者等によって定義されたインタフェースを用いた、拡張性、柔軟性を持つ物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理が可能なサービスであって、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるもの。
全省庁統一資格	各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札参加資格（全省庁統一資格）。 本資格は、各省庁申請受付窓口に掲げる申請場所のいずれか 1 か所に申請し、資格を付与された場合において、該当する競争参加地域のうち、希望する地域ごとに所在する各省庁の全調達機関において有効な入札参加資格となるもの。
基本契約	各行政機関等がカタログサイトから調達する前提として、定められた諸条件に沿って提供することを事業者が事前に「合意」する性質を有する。 デジタル庁と要件を満たした事業者との間で取り交わされるものであり、支出負担行為を伴わない契約。
個別契約	カタログサイトを利用して得た検索結果から自らのニーズに最も適したサービスの提供を得るため、個別に契約を締結することにより「発注」を実施する性質を有する。 調達主体と事業者との間で取り交わされるものであり、締結した時より支出負担行為の効力を有する契約。
IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ	国の行政機関等において特に防護すべき情報システム・機器・役務等に関する調達の基本的な方針及び手続について、関係省庁で申し合わせ、講ずべき必要な措置について明確化したもの。 国の行政機関等は、調達手続のうち、サプライチェーン・リスクの観点から必要な場合において、国家サイバー統括室に対して、講ずべき必要な措置について、原則、助言を求めるものとする。
ISMAP（イスマップ）	政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（Information system Security Management and Assessment Program）のこと。 政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスをあらかじめ評価・登録することにより、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図り、クラウドサービスの円滑な導入に資することを目的としている。
ISMAP-LIU（イスマップ エルアイユー）	ISMAP for Low-Impact Use: ISMAP-LIU のこと。 リスクの小さな業務・情報の処理に用いる SaaS サービスを対象とする仕組みの名称
プロジェクト担当者(PJ 担当者)	発注を行う原課の担当者の総称
契約担当者	調達事務、官報公告、契約事務を行う担当者の総称

企画検討フェーズ	DMP で製品を自由に検索し、調達の際求める要件・機能を検討及び確定させるまでのフェーズ。 調達目的等からソフトウェア・プランに必要な機能、付随サービス、ライセンス数、などを検討。 予定価格により調達手法が異なるため、概算金額を把握のうえ、契約担当者へ相談することを推奨。 要件をまとめた『調達仕様チェックシート』の作成・検討を開始する。
製品選定フェーズ	DMP で製品選定が完了するまでのフェーズ。 検討した要件と、DMP に登録済みのソフトウェア・プランとの突合結果を元に、必要に応じて購入先候補と個別ヒアリングを行う。詳細な仕様の確認や質疑を経て、ソフトウェア・プランを選定。 選定の経緯や調達の内容を適切に記録した『DMP ソフトウェア・プラン比較表』を作成し、出力する。
契約フェーズ	契約先の事業者が決定するまでのフェーズ

1. 趣旨・目的

デジタルマーケットプレイス（以下「DMP」という）は、優れたソフトウェア（SaaS）等を行政機関等が迅速・簡易に調達する仕組みとして、2024 年度に運用を開始した DMP カタログサイト (<https://www.dmp-official.digital.go.jp/>) を用いた新しいソフトウェア調達手法である。

調達利用ガイドブック（以下「本ガイドブック」という）は、DMP がソフトウェア・プランの調達の迅速化を図ることを目的にしていることから、一般競争に比べ手続が簡易な指名競争入札又は随意契約を適用できるよう事務処理を標準化・定型化したものである。本ガイドブックを以って、定められたルールを遵守し、ソフトウェア・プラン選定時の公平性・透明性を確保した適切な調達を行うことも目的としている。

2. DMP を利用した調達の適用

プロジェクト担当者（以下「PJ 担当者」という）は、以下の概念を理解し、各調達案件において DMP を利用した指名競争入札又は随意契約の手続を行うこととする。

ソフトウェア・プランの購入は、従来、一般競争入札又は随意契約によって契約締結を通じて行われるが、DMP においては、各行政機関等がカタログサイト上で調達仕様（チェックシート）に基づき検索を行うことでソフトウェア・プランを絞り込み、購入先候補事業者（以下、「購入先候補」という。）が複数者であれば、会計法第 29 条の 3 第 3 項の「契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要がある場合」として指名競争入札を行い、1 者であれば、会計法第 29 条の 3 第 4 項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約（以下、「特命随契」という。）により、個別契約を締結する。なお、DMP を利用した調達を行うかは、各行政機関等の判断とする。

なお、調達の予定価格によって、調達方式・公示方法・調達期間等が異なることから、本ガイドブックをよく確認すること。

（１） 適用機関

国の機関（衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院、内閣 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、復興庁、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）（以下、「行政機関等」という。）

（２） DMP カタログサイト登録の対象製品（ソフトウェア・プラン）

クラウドソフトウェア（※１）及びそのライセンスと、当該ソフトウェア導入に係るヘルプデスク（※２）、ユーザーサポートサービス（※３）、セットアップサービス、データ移行支援及びその他デジタル庁が定める登録行政機関等のソフトウェア導入を支援するサービスを指す。

- (※1) A) オンプレミスではなくクラウドで提供され、B) 業務及び外部へのサービス提供の目的で、C) 行政機関等が調達することを想定するソフトウェアを対象とする。
- (※2) ヘルプデスクは、行政機関等が調達したソフトウェアを第三者（ユーザー）が利用する際に、その利用者が行う問い合わせに対するサポートサービスを想定する。
- (※3) ユーザーサポートサービスは、調達した行政機関等がソフトウェアの機能、操作、現象（エラー・不具合等）に対する問い合わせができるサービスを想定する。

(3) DMP カタログサイト登録事業者

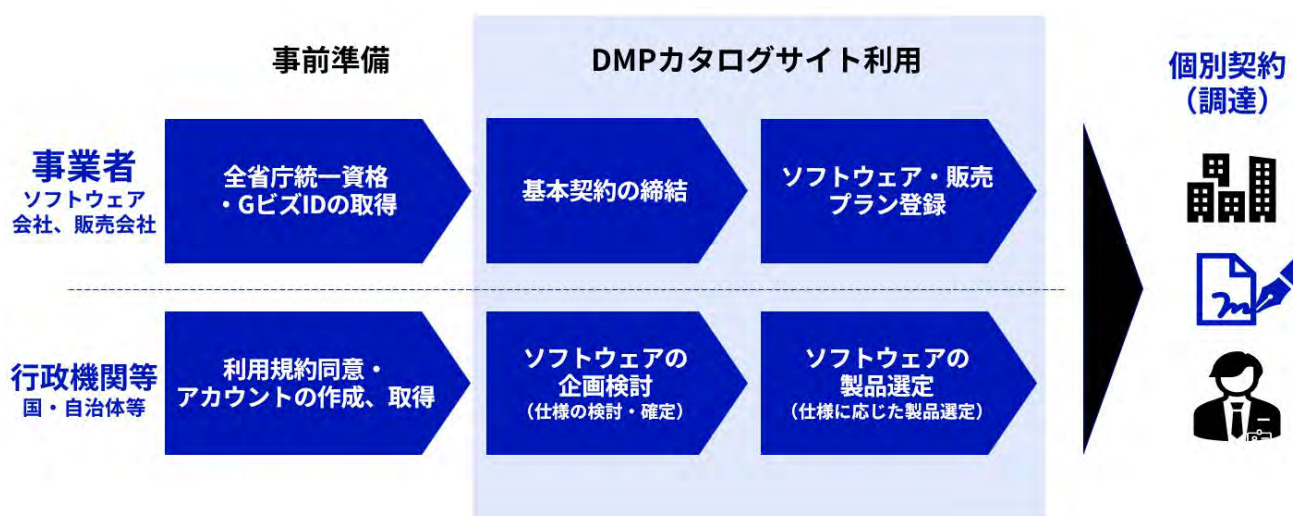
デジタル庁は、官報及びデジタル庁ホームページによる公示を行い、全省庁統一資格の有資格者から DMP カタログサイトの登録事業者を募集する。

DMP を通じた調達手続への参加を希望する事業者は遵守事項等まとめた基本契約をデジタル庁と締結することにより、DMP カタログサイトへのソフトウェア・プランの登録が可能となる。

- 全省庁統一資格の資格の種類において「物品の販売」及び「役務の提供等」の資格を有している者。ただし、直接販売をされないソフトウェア会社は「物品の製造」を含むいずれかの資格を保有していれば足りるものとする。なお、登録に当たっては等級は問わないことを想定している。

(4) 契約構造（概要）とその適用範囲

DMP においては、事業者は、ソフトウェア・プランを定められた諸条件に沿って提供することにつきデジタル庁との間で基本契約を締結の上、当該ソフトウェア・プランを DMP カタログサイトに登録する。また、行政機関等は、DMP カタログサイト上で、「デジタルマーケットプレイス利用規約（行政機関等向け）」に同意し、アカウントを作成取得後、ログインをすることにより、DMP カタログサイトに登録されたソフトウェア・プランを選定することが可能となる。



3. DMP を利用した調達全体のイメージ

DMP を利用した調達は、以下のように、企画検討フェーズ、製品選定フェーズ、契約フェーズの手順で実施する。企画検討フェーズ及び製品選定フェーズについては、『DMP 標準ガイドブック』『DMP カタログサイト操作ガイドブック』等に従ってソフトウェア・プランの選定を行い、その結果により調達手法（指名競争入札・特命随契・少額随契）が決定する。

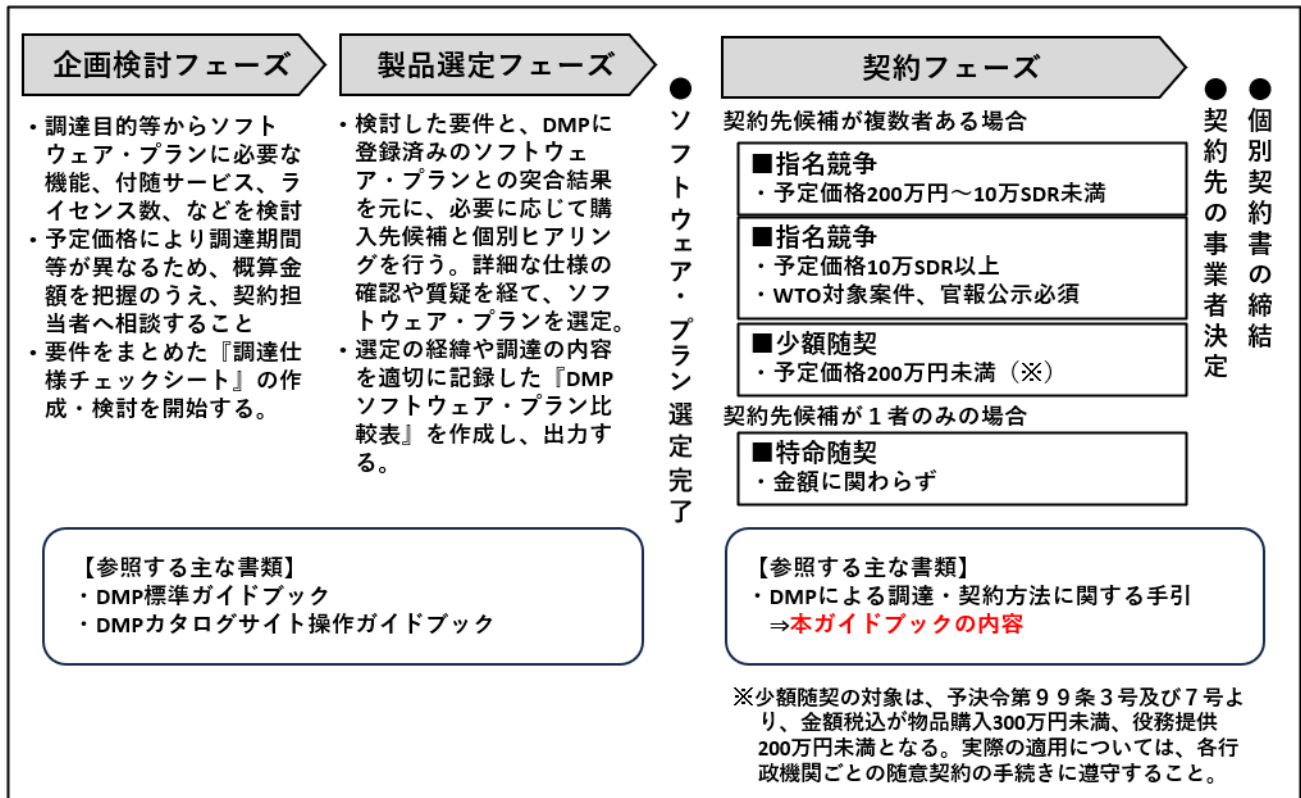
※ DMP カタログサイトは、企画検討フェーズ及び製品選定フェーズにおいて利用するものであり、ソフトウェア・プランの選定完了後の契約フェーズにおいては、DMP カタログサイトの利用はなく、通常の調達に移行することとなる。

調達手法によって調達手順・調達期間が異なるので、各調達手法の具体的な調達手続については、本ガイドブックを参照し実施すること。

特に、DMP におけるソフトウェア・プランの購入先候補が複数存在し、かつ予定価格が WTO 基準額 10 万 SDR 以上であることから指名競争入札で調達する場合、官報公示を行う必要がある。官報の入稿期間も考慮し、調達期間を計算すること。

※ WTO 基準額の邦貨換算については、特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額として、財務省告示により規定される。

DMP 各フェーズの流れ



4. DMP を利用した調達のための準備

各行政機関等が DMP による調達を行うための準備行為を記載する。

（１）各行政機関等において行う準備行為

指名基準の作成について 【予決令第96条】

DMP を利用した指名競争入札を行う場合、既存の指名基準を準用することができない場合には、事前に DMP による調達に対応した指名基準を作成し、財務大臣に通知をする必要がある。各行政機関等においては、デジタル庁作成の指名基準を参考とし、各行政機関等から通知を発出されたい。

指名基準の条件として、「DMP カタログサイトへの登録」等を条件とすること。

個別契約書式について

DMP を通じた取引対象としているものは SaaS であり、いわゆる既製品となる。そのため、広く民間においても取引対象とされている製品であり、提供企業側の提示した約款（※）に同意して購入されることが一般的な商品である。今回の行政機関等が DMP を通じて同製品の購入を行う場合においても、これに倣い同等の条件で契約を締結することが妥当かつ適切な取り扱いになるものと考ええる。

(※) 約款について

約款は、不特定多数の者を相手方として行う取引の内容について、あらかじめ定型的な契約条項を定めたものであり、個別の交渉を予定しているものではない。

DMP を利用した調達（指名競争入札・特命随契・少額随契問わず）においては、上記のような通例に従い、提供企業側の提示した約款に同意する内容を適用いただければと考えていることから、具体の契約書の条項については、行政機関等側で用意した個別契約書（案）に法令に定められた事項を明記しつつ、調達先企業の提示する利用約款を添付させる形式とし、両者一体化したものを作成することを推奨している。（別添『個別契約書（案）』を参照）

なお、各行政機関等の判断により、独自の個別契約書の書式の策定も可能なため、上記の趣旨を踏まえて検討されたい。

(2) デジタル庁において行う準備行為

DMP 登録・基本契約の誘引（官報公示・HP 掲載）

デジタル庁は、ソフトウェア会社及びそれらの販売会社に対して、DMP への登録を広く募集するため、官報及びデジタル庁ホームページに、DMP 登録及び基本契約締結について通年募集を掲載する。なお、資格が有効となる年度の当初から有効な資格取得が可能となるよう、毎年2月ごろに掲載し、事業者の準備期間を50日以上確保する予定である。（DMP への登録はシステム上常時申し込み可能である。）

5. DMP を利用した調達手続

DMP における企画検討フェーズ、製品選定フェーズ、契約フェーズの調達手続について下記のとおり記載する。各項目、通常の調達とは異なる調達手続となるため、『DMP 標準ガイドブック』『DMP カタログサイト操作ガイドブック』など、DMP 関連資料を確認の上、手続を進めること。

※本項目にある①～⑫は、後に示している「DMP における調達フロー」の番号とリンクしている。

(1) 企画検討フェーズ

① 企画検討

PJ 担当者は、DMP でソフトウェア・プラン選定前に、プロジェクトの特性・活用方法を考慮の上、調達を行うソフトウェア・プランに必要な要件について検討を行い、どのようなソフトウェア・プランを調達するのか、通常の情報システムの企画検討と同様に、調達概要・調達背景・調達の目的要件（調達の目的・業務内容の整理など）・条件（購入期間・購入数など）等を整理する。

また、このフェーズでは、DMP カタログサイトにログイン後、マイページの「ソフトウェア検索・検討」ボタンから、事前に調達したいソフトウェアやサービスの要件や、概算の調達金額を把握することを推奨する。

調達するソフトウェアを、「機密性2」情報を扱う業務に利用する場合、原則として ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）を取得しているソフトウェアを選択する必要がある。企画検討フェーズでは、利用目的の業務が「機密性2」情報を扱うか否かの整理を行い、扱う場合は、ISMAP の取得の有無を、選定する基準の一つとすること。

具体的な企画検討のポイントは、『DMP 標準ガイドブック』を参照すること。

（2）製品選定フェーズ

② 調達仕様チェックシート作成・確定

PJ 担当者は、どのようなソフトウェア・プランを調達するのか、①の結果を踏まえ、具体的な要件を決定し、マイページの「調達仕様チェックシート作成」ボタンから『調達仕様チェックシート』を取得・作成・確定させ、これを調達仕様書として扱う。調達仕様チェックシートは、1) 調達の目的や詳細仕様等を記載するシートと、2) DMP カタログサイトにおけるソフトウェア・プランに求める要件（検索項目）を示したシートから構成される。

具体的な『調達仕様チェックシート』作成の手順等は、『調達仕様チェックシート解説書』を参照すること。

③ DMP カタログサイトによる検索・絞り込み

PJ 担当者は、上記で確定させた『調達仕様チェックシート』の内容に従い、DMP カタログサイトにログイン後、マイページの「ソフトウェア検索・選定」ボタンから、ソフトウェア・プランを検索し、絞り込みを行う。

具体的な検索・絞り込みの手順等は、『DMP カタログサイト操作ガイドブック』を参照すること。

④ 詳細仕様に関するヒアリング

PJ 担当者は、DMP カタログサイト上に設定されている検索項目による検索のみでは、PJ 担当が求める仕様に応じたソフトウェア・プランが絞り切れない場合、『調達仕様チェックシート』に記載した詳細仕様（検索項目以外のその他条件）の内容を個別選定理由として、より仕様に合致したソフトウェア・プランを絞り込むことができる。

詳細仕様にソフトウェア・プランが合致するかどうかは、DMP カタログサイト上で設定されている検索項目により絞り込まれた選定候補事業者に対して、個別ヒアリングを実施し、確認すること。

DMP を活用した調達は、約款に基づいた契約を推奨しており、DMP カタログサイトのソフトウェア詳細ページのソフトウェア概要に約款が掲載されている商品についてはあらかじめ内容の確認を行い、掲載されていない場合には各ソフトウェアの「ソフトウェアのお問い合わせ」ボタンから選定候補事業者へ依頼し、確認すること。

なお、選定の際、ソフトウェア導入を支援するサービス等については、事業者ごとに対応可能地域が存在するので、同じく問合せフォームから発注機関の地域が事業者のサービス対応可能地域なのか確認すること。

具体的な絞り込み方法等は、『DMP 標準ガイドブック』を参照すること。

⑤ IT 調達申合せに基づく確認

『IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成30年12月10日関係省庁申合せ）』（以下「IT 調達申合せ」という。）の対象になる調達については、本申合せに従い、機器等リストを作成の上、選定事業者の確定前に、確実に手続を実施すること。

対象となる調達については、情報システム等の調達案件のうち、以下「IT 調達申合せ」の別紙3 重要性の観点①～⑤から、より一層サプライチェーン・リスクに対応することが必要であると判断される情報システム等の調達案件が対象となる。

- ① 国家安全保障及び治安関係の業務を行うシステム
- ② 機密性の高い情報を取り扱うシステム並びに情報の漏洩及び情報の改ざんによる社会的・経済的混乱を招くおそれのある情報を取り扱うシステム
- ③ 番号制度関係の業務を行うシステム等、個人情報を含めて大量に取り扱う業務を行うシステム
- ④ 機能停止等の場合、各政府機関における業務遂行に著しい影響を及ぼす基幹業務システム、LAN 等の基盤システム
- ⑤ 運営経費が極めて大きいシステム

具体的な申合せの手続き等については、IT 調達申合せに基づく各行政機関等のルールに従うこととする。

⑥ 選定事業者の確定

PJ 担当者は、上記までの企画検討フェーズ・製品選定フェーズまで選定結果として、『DMP ソフトウェア・プラン比較表』を、DMP カタログサイトから出力する。『DMP ソフトウェア・プラン比較表』には、DMP カタログサイト上で設定されている検索項目で絞り込んだソフトウェア・プランから、更に絞り込んだ場合に入力することとなる「選定理由」も出力されることとなり、この「選定理由」には、『調達仕様チェックシート』に記載した詳細仕様（検索項目以外のその他条件）に記載した内容を入力すること（『DMP ソフトウェア・プラン比較表』は、選定・検討過程の証跡書類となる点、留意すること。）。

DMP カタログサイトへの入力方法及び出力方法については『DMP カタログサイト操作ガイドブック』を参照すること。

⑦ 見積額取得

PJ 担当者は、選定した購入先候補に対して、DMP カタログサイトの「プランのお問い合わせ」ボタンから、見積書提出依頼を発出し、見積書を取得する。なお、指名競争入札を行う場合における現時点での見積金額は、入札金額ではなく、審査や調達手続のための参考情報として取り扱うこととなるので、購入先候補への依頼の際は留意すること。

具体的な取得方法については『DMP カタログサイト操作ガイドブック』を参照する

こと。

⑧ プロジェクト監理レビュー

PJ 担当者は、調達を行うプロジェクトが一括計上予算の対象の場合は、通常の調達と同じくプロジェクト監理レビューの対象となるため、必要な資料等を提出の上、レビューを受ける。レビューの実施方法については、通常どおりの手順となるが、企画検討フェーズで作成・確定した『調達仕様チェックシート』、製品選定フェーズにおける選定結果となる『DMP ソフトウェア・プラン比較表』を必要資料として提出し、レビューに付議すること。

プロジェクト監理レビュー対象外の案件であっても、各行政機関等において、調達案件に係る審査会、選考会等を行っている場合は、PJ 担当者は従来どおり、必要とされる審査等に付議すること。

ソフトウェア・プラン選定時の留意事項

指名競争入札及び随意契約（特命随契・少額随契）共に、PJ 担当者によるソフトウェア・プランの選定が恣意的にならないよう公平性及び透明性の確保に注意する必要がある。

そのため『調達仕様チェックシート』の作成を行うにあたり、詳細な仕様についても検討・記載を行い、DMP に登録されていない情報については、『調達仕様チェックシート』の内容に従い、個別ヒアリングで確認・絞り込みを行うこと。その際、恣意的な絞り込みが行われていない確証を残すため、『調達仕様チェックシート』の内容は、「(2) ②調達仕様チェックシート作成・確定」において確定した以後、変更しないこと。

また、ソフトウェア・プランの絞り込みの経緯については、『DMP ソフトウェア・プラン比較表』に適切に記録すること。特に個別ヒアリングを経て、1つのソフトウェア・プランに決定する際は、その選定理由を明確に説明出来るようにすること。

(3) 契約フェーズ

1) DMP を利用した指名競争入札（複数者から選定、200 万円以上 10 万 SDR 未満）

ソフトウェア・プラン選定結果として、複数の購入先候補があり、かつ予定価格が税込 200 万円以上 WTO 基準額 10 万 SDR 未満の場合、指名競争入札による調達を行う。【会計法第 29 条 3 第 3 項、予決令第 102 条の 4 第 1 項第 1 号】

DMP を利用した指名競争入札の競争に関しては、製品選定フェーズまでの過程におい

て、技術評価は終了していると整理できることから技術提案は行わず、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とすること。

⑨ 調達準備

PJ 担当者は、契約担当者と相談しつつ、スケジュール調整・調達関連資料の作成など、指名競争入札の準備を行う。

指名先については、選定したソフトウェア・プランに対して、DMP 上に複数の販売事業者が登録されている場合、その登録事業者すべてが指名先（購入先）の候補となる。

調達決裁の手続やフローについては、指名競争入札を行う場合も、通常の調達時の決裁と同様とすること。

調達決裁における添付資料については、指名競争入札を行う場合、調達仕様書に代えて、DMP にてソフトウェア・プランを絞り込んだ条件を整理した下記資料を、選定の経緯・確証として利用する。

- 『調達仕様チェックシート』
- 『DMP ソフトウェア・プラン比較表』
- 案件概要（DMP を利用した指名競争入札用）
- 購入先候補の見積書

『入札説明書』等で、競争に参加する者に必要な資格として、全省庁統一資格の「物品の販売」又は「役務の提供等」の保有を求めていることを想定しているが、この際、多様な登録事業者が応札参加出来るよう「競争参加地域」を指定しないことに留意すること。また、等級に関しても同様に、「A、B、C又はD等級に格付けされた者」とするなど、留意すること。

⑩ 官報公示

予定価格が税込200万円以上 WTO 基準額 10 万 SDR 未満の場合、官報公示は行わない。

⑪ 電子調達システム（以下「GEPS」という）への登録

契約担当者は、一般競争入札等と同様に、GEPS に指名競争入札を行う案件情報を登録する。契約担当者は、登録時に、調達関連資料として、『調達仕様チェックシート』『入札説明書』『個別契約書（案）』等を併せて登録すること。

具体的な操作方法については GEPS のマニュアル等を参照すること。

⑫ 調達期間

一般競争入札の公告期間と同様に、通知した日の翌日から起算して 10 日以上、入札まで期間を空けるものとする。PJ 担当者は契約担当者へ、調達期間について連絡を行う。契約担当者は、十分な調達期間を有しているか確認を行い、不足している場合は、PJ 担当者へ、調達期間の見直しを促す。

⑬ 指名通知 【予決令第97条第2項】

契約担当者は、PJ 担当者から提出された『DMP ソフトウェア・プラン比較表』『案件概要（DMP を利用した指名競争入札用）』で候補に残った者を確認し、指名競争入札が行われること・指名されたこと・指名競争入札の条件等を通知する『指名通知』を、GEPS を利用して実施する。

この際、GEPS のアカウントの連絡先と、DMP に登録された連絡先（メールアドレス等）が異なる可能性が高いこと、GEPS を利用しない事業者が一定数存在することから、GEPS の指名通知の発出に併せて、PJ 担当者は、DMP カタログサイトの「プランのお問い合わせ」ボタンを利用し、対象の事業者すべてへ、「指名通知が GEPS から発出されたこと」「GEPS の利用が出来ない等の理由で、メールによる指名通知を希望する場合の連絡先」を通知すること。メールによる指名通知を求める事業者に対しては、『調達仕様チェックシート』『入札説明書』『個別契約書（案）』等関連する資料を送付すること。

⑭ 入札説明会

一般競争入札等で行われている入札説明会については、調達手法の特性上から、実施は「任意」とする。内容についても、一般競争入札等と同様のものを想定している。

PJ 担当者は、入札説明会を実施する場合は、契約担当者へ事前に相談を行い、指名通知等に、日時場所等を記載すること。

従来の対面による方法以外に、リモート方式も可能であることを明記することを推奨する。

⑮ 応札参加受付【予決令第79条及び第80条】

指名通知を受け取った事業者からは、指名競争入札に参加の意志がある場合、定められた提出期限までに、必要書類（全省庁統一資格、見積書、誓約書など）が契約担当者へと提出される。GEPS の指名競争入札（最低価格落札方式）では、入札書のみしか登録出来ないため、入札説明書に必要書類の提出先のメールアドレスを記載すること。

⑯ 入札書受付

一般競争入札等と同様に、指名競争入札に参加する事業者からは、定められた提出期限までに、GEPS を利用し、電子入札が行われる。

なお、GEPS を利用せずに紙による入札を行う場合は、必要書類（入札書、委任状、紙で入札する理由書）を契約担当者へと提出される。紙による入札を行う場合、遠方から応札に参加する事業者がいることも考慮し、対面での手渡しや投函による提出ではなく、郵送等による提出を検討すること。

⑰ 入開札【予決令第81条、第83条及び第97条第2項】

契約担当者は、一般競争入札等と同様に GEPS を利用し、入開札業務を実施する。なお、現地で開札を行う場合は、現地に赴けない事業者がいることを念頭に、事業者が現地に不在でも開札が行われるよう準備すること。

また、DMP を利用した指名競争入札では、複数者の入札金額が同額になる可能性が、SI※構築業務等に比べ高いと言える。指名競争入札の場合も、入札金額が同額の場合は、

くじにより落札者を決定することになる。そのため契約担当者は、開札を行う場所に赴けない事業者がいることを念頭に、事業者が現地に不在でも、くじにより落札者が決定できる方法について準備すること。

※SI（システムインテグレーション）とは、情報システムの企画、設計、開発、構築、導入、保守、運用などを一貫して請け負うサービスである。

⑱ 事業者決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方として選定する。指名競争入札の結果としては GEPS への登録内容をもって事業者への通知とする。

なお、入札を行ったすべての事業者が、予定価格を超える金額だった場合は、各行政機関等の調達の手続に従い、2回目以降の入札を実施する。その際、紙による入札を行い、かつ開札場所に不在で2回目の入札に参加出来ない事業者については、特別考慮する必要はない。

⑲ 個別契約締結

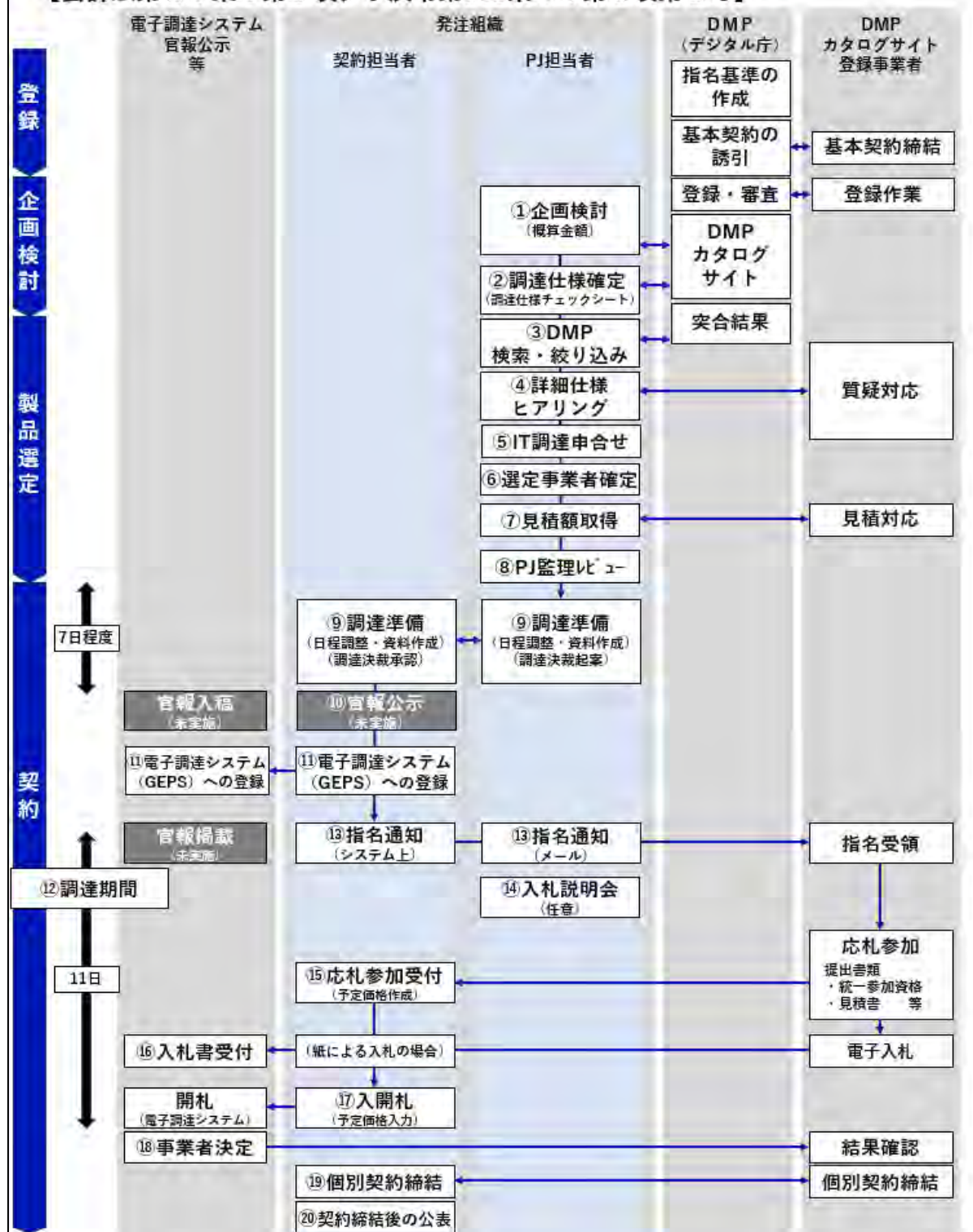
契約担当者は、一般競争入札等と同様に、（指名競争入札の結果、決定した）事業者と個別契約を締結する。指名競争入札後に該当の事業者と契約が締結出来ない事情が発生した場合は、再度調達を実施すること。

なお、個別契約書の雛形については、『別紙個別契約書（雛形）』を参照とすること。

⑳ 契約締結後の公表【「公共調達の適正化について（財計第2017号平成18年8月25日）」3】

契約担当者は、ホームページ等で指名競争入札の結果の公表を行う。

**DMPにおける調達フロー 指名競争・200万円以上10万SDR未満
選定した結果候補者が複数者だった場合
【会計法第29条3第3項、予決令第102条の4第1項第1号】**



2) DMP を利用した指名競争入札（複数者から選定、10 万 SDR 以上の特定調達契約）

ソフトウェア・プラン選定結果として、複数の購入先候補があり、かつ予定価格が WTO 基準額 10 万 SDR 以上の場合、指名競争入札（選択入札）による調達を行う。【会計法第 29 条 3 第 3 項、特例政令第 7 条】

DMP を利用した指名競争入札の競争に関しては、製品選定フェーズまでの過程において、技術評価は終了していると整理できることから技術提案は行わず、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすること。

基本的な調達手続は 1) と変わらないが、下記の点が異なるので、留意すること。

⑩ 官報公示 【特例政令第 7 条第 1 項、予決令第 98 条及び第 74 条】

WTO 対象となる調達（特定調達契約）につき、指名競争入札（選択入札）に付そうとするときは、一般競争入札の公告の例により、調達公示の官報への掲載が義務付けられている。PJ 担当者は、概算金額が WTO 基準額 10 万 SDR 以上になる可能性がある場合は、早期に契約担当者へ相談を行うこと。

契約担当者が行う官報公示の手続については、一般競争入札等と同様である。

⑫ 調達期間 【特例政令第 7 条第 1 項及び特例政令第 5 条、政府調達に関する協定を改正する議定書第 11 条 5】

WTO 対象となる調達（特定調達契約）につき、指名競争入札（選択入札）に付そうとするときは、一般競争入札の公告期間と同様に、通知した日の翌日から起算して 50 日以上（政府調達協定上 40 日以上だが自主的措置で 50 日以上としている）、入札まで期間を空ける必要がある。

ただし、DMP を利用した調達においては、主に用いられると想定される特例政令第 5 条第 1 項第 3 号の短縮規定を適用することで、通知した日の翌日から起算して 25 日以上に短縮が可能^{*}である（電子的手段により調達を行う場合は、原則公示期間を 40 日以上とした上で、最大 15 日間短縮可能となる）。

PJ 担当者は、調達期間について、スケジュール調整を行う際、契約担当者へ確認すること。契約担当者は、十分な調達期間を有しているか確認を行い、不足している場合は、PJ 担当者へ、調達期間の見直しを促す。

また PJ 担当者は、案件内容等から、見積作成に必要な期間を鑑み、適切な調達期間を設定する必要があることに留意すること。

※【政府調達手続に関する運用指針等について】

別紙5 日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置

7. 入札公告 7. 1

機関は、特別の事情が無い限り入札期限の少なくとも50日前、また如何なる場合にも少なくとも40日前に入札公告（公示）を行うことにより、あらゆる供給者に調達に参加するよう呼び掛けるものとする。ただし、デジタルマーケットプレイスカタログサイトを参照してクラウドソフトウェア及び付帯サービスを購入する場合において改正協定の規定に該当するときは、入札公告（公示）期間を短縮して公示を行うことができるものとする。

⑬ 指名通知 【特例政令第7条第4項】

前記1）と同様に指名通知を行う。資料及び記載内容も同じとなる。

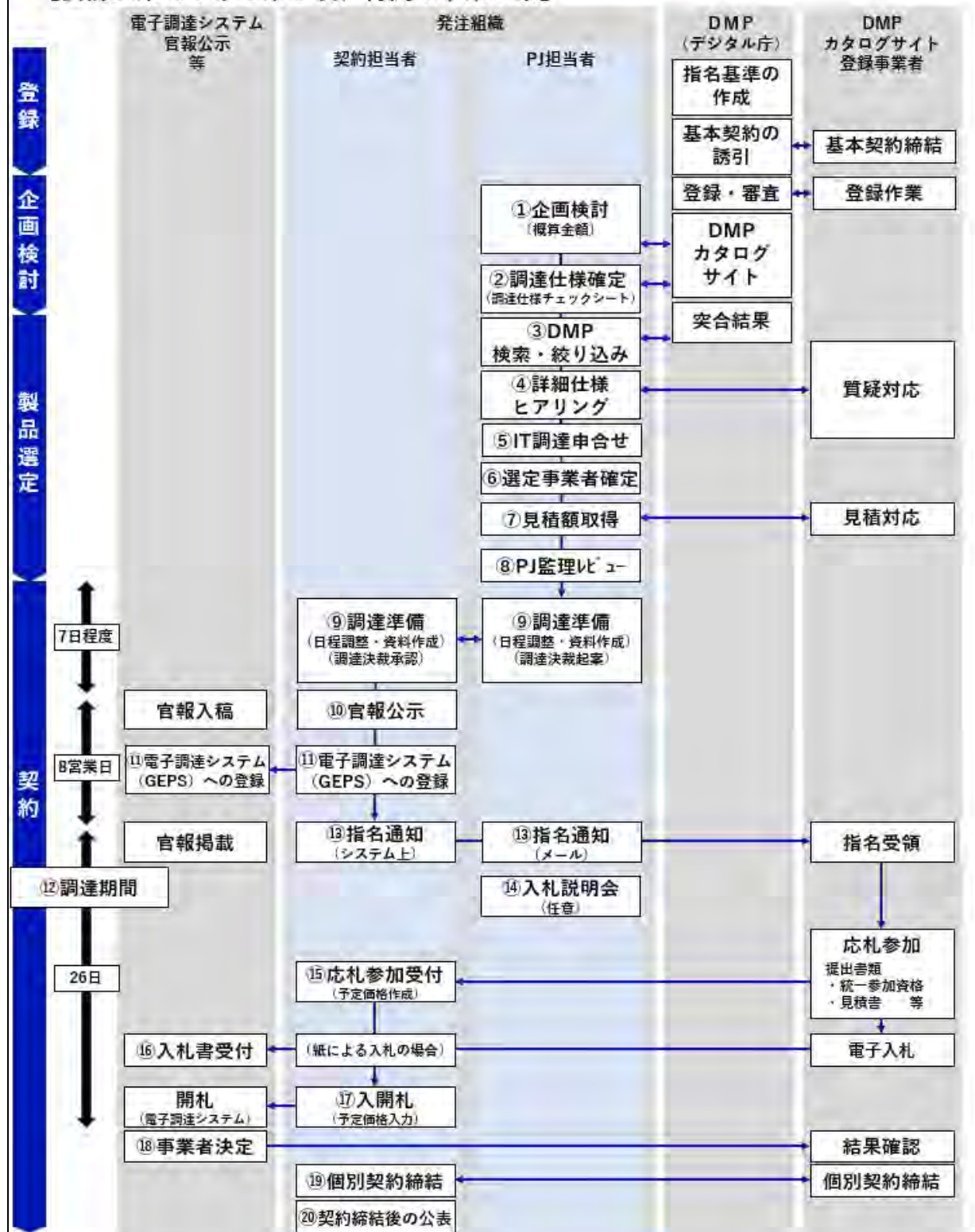
⑭ 事業者決定 【特例省令第7条】

落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知する。指名競争入札の結果としては、1）と同様に GEPS への登録内容をもって事業者への通知とする。

⑯ 契約締結後の公表 【特例政令第13条】

契約相手方を決定した日の翌日から起算して 72 日以内に落札者等の公示を行う必要がある。契約担当者は、官報公示及び各行政機関等のホームページ等で指名競争入札の結果の公表を行う。

DMPにおける調達フロー 指名競争（選択入札）・10万SDR以上
 選定した結果候補者が複数者だった場合
 【会計法第29条3第3項、特例政令第7条】



3) DMP を利用した特命随契 (1 者選定)

ソフトウェア・プラン選定結果として、特定の1つのソフトウェア・プランかつ購入先候補が1者の場合、該当の1者と特命随契を締結する。なお、特命随契の理由は、公共調達適正化について（財計第2017号平成18年8月25日）1.(2)①二（ハ）及び財務大臣協議（回答文通知番号：財計第139号令和7年1月20日）を根拠とする。
【会計法第29条の3第4項、特例政令第12条】

随意契約締結における事務手続の詳細については、各行政機関等の随意契約の手続に遵守すること。

留意点として、決裁へ付議する際、以下を付け加えること。

- 『調達仕様チェックシート』
- 『DMP ソフトウェア・プラン比較表』
- 案件概要（DMP を利用した特命随契用）
- 購入先候補の見積書（1 者）

なお、「自主的措置」により、WTO 基準額10万 SDR 以上（税込）の調達額と見込まれる調達案件について、随意契約を行う場合、一部例外を除き、適切な随意契約であることを明らかにするため、「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達」に該当する場合には契約の予定日の少なくとも20日前に官報に、「日本の公共部門における電気通信機器及びサービス」に該当する場合には契約の予定日の少なくとも40日前に官報に、必要事項を記載の上、随意契約による旨を公示することとしているが、DMP を利用した調達については、その例外事項に含められている。

4) DMP を利用した少額随契 (複数者から選定)

ソフトウェア・プラン選定結果として、競争に付すことは可能であるが、予定価格が少額（税込 物品購入 300 万円未満、役務提供 200 万円未満）の場合、契約金額が少額であるため契約手続の簡素化の視点から競争に付するまでもないものにつき、少額随契を締結する。【会計法第29条3第5項、予決令第99条第3号及び第7号】

少額随契締結における事務手続の詳細については、各行政機関等の随意契約の手続に遵守すること。

6. 支払いについての留意事項

(1) 支払について

DMP を利用した調達を行った場合でも、監督・検査を行った上での支払いとなるため、従来の手続との変更点はなく、以下の事項を留意されたい。

調達の種類（物品の購入又は役務の提供等）は、調達の目的に合わせ、行政機関等ごとに判断することとなる。また、契約書又は請書に記載された「（代金の請求及び支払）」の条項も、調達の種類及び支払い方法（毎月払い又は四半期払いなど）に適合する形に変更されたい。

通常の一般競争入札においては、入札公告時に調達仕様書一式を公表することで、入札参加事業者は代金の支払内容等を個別契約書（案）から確認することができるが、DMP を利用した調達を行う場合には、指名通知を行う際や特命随契の見積依頼時に、ライセンス数や支払い回数、納品時期など、支払内容等を周知されたい。

①物品の購入

納入される物品が、契約書その他の関係書類に基づき、その契約の内容（品質、規格、性能等及び数量等）に相違がないかの検査を行い、検査の結果が契約の内容に適合したものであると確認した後に、適法な請求書を受け、既納部分に相当する代価の支払を行う。

②役務の提供等

給付の完了を確認した後に、適法な請求書を受け、これに基づき代価の支払を行う。なお、予決令第101条の10の「性質上可分な役務提供」については、あらかじめ契約で支払回数等を定め、それに対応する既済部分の給付の完了を確認・検査を行い、都度、対価の支払いを行うことも可能である。

③複合契約（物品の購入かつ役務の提供等）

給付の完了を確認した後に、適法な請求書を受け、これに基づき代価の支払を行う。なお、納入される物品のみでも契約目的の一部を達することができ、既納部分は明確に代価の算定ができる。そのため、納品物を適切に検査し、適法な請求書を受ければ、既納部分に相当する代価の支払は可能である。また、役務の提供等は、②を準用する。

7. DMP を利用した調達禁止事項

- DMP を利用し、購入したソフトウェア・プランに対して、DMP の調達対象となっていない改修等の役務の業務委託を行う際に、DMP での選定結果を理由に、ソフトウェア・プラン購入先事業者等の特定の事業者と（DMP を利用しない一般的な）特命随契で契約することは出来ない。その場合は、通常手続どおり一般競争入札等を利用し、役務の調達を行うこと。
- DMP を利用し、調達したソフトウェアのライセンスを、契約している現行契約期間を超えて、契約を継続しようとする場合、期間延長を行う変更契約は出来ない。その場合は、現行契約期間以降の期間を対象に、再度 DMP を利用し、調達を行うこと。
- DMP を利用した特命随契で、調達したソフトウェアのライセンスを、契約期間終了後も利用するため、ソフトウェアのライセンスを（DMP を利用しない一般的な）特命随契で調達することは出来ない。その場合は、再度 DMP を利用した指名競争入札、特命随契又は少額随契をもって、調達すること。

8. 関係法令等の抜粋

【会計法（抜粋）】

第二十九条の三 契約担当及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

②（略）

③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

【予算決算及び会計令（抜粋）】

第七十四条 入札の公告

契約担当官等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも十日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を五日までに短縮することができる

第七十九条 予定価格の作成

契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格（第九十一条第一項の競争にあつては交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とし、同条第二項の競争にあつては財務大臣の定めるものとする。以下次条第一項において同じ。）を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

【予算決算及び会計令（抜粋続き）】

第八十条 予定価格の決定方法

予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

第八十一条 開札

契約担当官等は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

第八十三条 落札者の決定

落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、契約担当官等は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わつて入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

第九十六条 指名基準

省各庁の長又はその委任を受けた職員は、契約担当官等が前条の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準を定めなければならない。

2 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、前項の基準を定めたときは、財務大臣に通知しなければならない。

第九十七条 競争参加者の指名

契約担当官等は、指名競争に付するときは、第九十五条の資格を有する者のうちから、前条第一項の基準により、競争に参加する者をなるべく十人以上指名しなければならない。

2 前項の場合においては、第七十五条第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

第九十八条 一般競争に関する規定の準用

第七十条、第七十一条及び第七十六条から第九十一条までの規定は、指名競争の場合に準用する。

【予算決算及び会計令（抜粋続き）】

第九十九条 随意契約によることができる場合

会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

（中略）

三 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。

（中略）

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。

第一百一条 部分払の限度額

十 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の十分の九、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価をこえることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額までを支払うことができる。

第一百二条の四 指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議

各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

二 一般競争に付することを不利と認めて指名競争に付そうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからハまでの一に該当するとき。

イ 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあること。

ロ 特殊の構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊の品質の物件等の買入れであつて検査が著しく困難であること。

ハ 契約上の義務違反があるときは国の事業に著しく支障をきたすおそれがあること。

【国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（抜粋）】
第五条 一般競争の公告

契約担当官等は、特定調達契約につき入札の方法により一般競争に付そうとするときは、予決令第七十四条の規定にかかわらず、その入札期日の前日から起算して少なくとも四十日前に官報により公告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

一～二 （略）

三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合 四十日から、五日にその該当する場合の数に乗じて得た日数を減じた日数

イ 一般競争公告を官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）第五条の規定により発行される官報により行う場合

ロ 第九条に規定する文書の交付（一般競争公告を行つた日から行われる交付に限る。）を電子情報処理組織を使用して行う場合

ハ 入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合

四 （略）

2 略

第七条 指名競争の公示等

1 第五条第一項及び前条の規定は、契約担当官等が特定調達契約につき指名競争に付そうとする場合について準用する。この場合において、第五条の見出し中「一般競争の公告」とあるのは「指名競争の公示」と、同項中「予決令第七十四条の規定にかかわらず、その入札期日」とあるのは「その入札期日」と、「公告しなければならない」とあるのは「公示しなければならない」と、同項第一号中「公告（以下「一般競争公告」とあるのは「公示（以下「指名競争公示」と、同項第三号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、前条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同条第一号中「事項」とあるのは「事項及び予決令第九十六条第一項の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件」と、同条第二号中「予決令第七十六条」とあるのは「予決令第九十八条において準用する予決令第七十六条」と、同条第三号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同条第四号中「予決令第七十二条第二項」とあるのは「予決令第九十五条第二項において準用する予決令第七十二条第二項」と読み替えるものとする。

2 予決令第九十七条第二項の規定による通知は、前項において読み替えて準用する第五条第一項の規定による指名競争に係る公示（次条第一項において「指名競争公示」という。）の日においてするものとする。

3 前項の場合においては、予決令第九十七条第二項の規定により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 一連の調達契約にあつては、第一項において準用する前条第三号に掲げる事項

二 契約の手続において使用する言語

第十二条 随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議

各省各庁の長は、契約担当官等が特定調達契約につき随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

第十三条 落札者等の公示

契約担当官等は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、財務省令で定めるところによりその日の翌日から起算して七十二日以内に、官報により公示をしなければならない。

【政府調達に関する協定（抜粋）】

第十一条 期間

期限

5 調達機関は、次の（a）から（c）までの条件の一又は二以上を満たす場合には、3 の規定に従って定める入札期間を、当該調達機関が満たす当該条件の数に五を乗じて得た日数短縮することができる。

（a）調達計画の公示を電子的手段により行うこと。

（b）入札説明書の全体を調達計画の公示を行った日から電子的手段により入手することができるようにすること。

（c）当該調達機関が入札書を電子的手段により受領すること。

【国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（抜粋）】

第七条 落札者の決定に関する通知等

契約担当官等は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して七日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかつた入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかつた入札者から請求があるときは、当該請求を行つた入札者が落札者とされなかつた理由（当該請求を行つた入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行つた入札者に通知するものとする。